

国際戦犯裁判との比較の中の新中国戦犯裁判 ＜認識の変化や反省＞を求めるアプローチをめぐって

石田 隆 至

(PRIME 研究員・上海交通大学人文学院)

1. 戦争認識の変化や反省を重視した新中国の戦犯裁判

新中国による戦犯裁判(以下、「新中国裁判」)は、1956年の夏に遼寧省の瀋陽と山西省の太原の2箇所で行われ、計45人の日本人戦犯に対して有罪判決が言い渡された。死刑や終身刑はなく、最高で懲役20年の有期刑だった。ただ、この判決結果は、新中国裁判の全体像からすればごく一部を示しているに過ぎない。残りの1,000人あまりの戦犯は起訴免除で釈放されている。起訴免除は不起訴と同じ意味ではない。有罪だが、罰しないという独自の裁き方であった。また、裁判までの収容期間は最大で6年間に及ぶが、いわゆる取り調べの期間は数ヶ月に過ぎない。残りの5年あまりは何をしていたのか。その全体像を特徴づけるならば、自分自身の過去の過ちに自ら向き合うための取り組みが行われていたのである。それは、以下で確認するように、平和実践と呼ぶより他ないものだった。その結果、裁判を迎える段階では、ほぼ全員が自身の戦争犯罪を詳細に書き出し、その責任を上官などに転嫁する発想からも脱し、自らの責任と反省を表明していたのである。大部分の日本人戦犯を起訴免除に処したのは、彼らが戦争認識を根本的に改め、一定の反省を有していたことの意義が評価されていたからである。

むしろこれは、新中国政府にとって「意図せざる帰結」ではなかった。厳罰に処する方針があらかじめ存在していたのであればおよそ採らないような処遇が、戦犯収容当初から見られた。罪そのものに対しては厳格である一方で、監房の住環境、看守の接し方、食事、病気療養、娯楽など、戦犯への処遇はきわめて人道的な水準にあった。そうした境遇でも収監されていることへの反抗を続ける戦犯たちに対して冷静に対処し、監房で1年以上も遊びに耽る戦犯を制止することもなく、放任するばかりだった。彼らが新聞記事を読み始め、社会階級論に興味を持ち、やがて自己反省の気運が芽生えたのは、時間の流れの中で自発的に生じたことであり、管理側は変化が生まれるのをただ待つかのような静かな対応を続けていた。

ここまで示してきた新中国裁判の側面からだけでも、それが単なる報復的な処罰を最終目標としていたわけではないことが垣間見える。ただ、既存の新中国裁判観の大部分は、戦犯たちの戦争認識が大きく変化したことにもっばら着目し、それを「洗脳」あるいは「礼賛」といった両極端から捉えようとしてきた。共産党政府が日本人戦犯を監禁して「思想教育」を行い、戦争犯罪の事実を捏造して強制的に自供させたと捉える側も⁽¹⁾、中華民族の伝統である「仁」が発揮されて戦犯を寛大に扱った結果、戦争犯罪を全面自供したと捉

える側も⁽²⁾、人間をもっぱらその外側から働きかけられるだけの対象としてしか見ていない。報告者は、2005年前後から、新中国の元日本人戦犯の晩年期にインタビュー調査を重ねてきた。彼らは単に「裁かれた者」にとどまってはならず、釈放されて帰国した後、裁きの意味を敷衍して平和の実現に貢献しようという強い主体性を有した存在であった。命令を受けて残虐行為に手を染めただけという責任回避の発想を脱して、軍や植民地支配の一端を自らが担ったことで侵略戦争が遂行されたという当事者責任を見出すまでには、大きな飛躍がある。責任意識の変化は帰国後の歩みにも影響を与えた。戦争や植民地支配を可能にした道具的な人間観や組織観を脱することを意識し、地域や職場の中で対等で相互に支え合う人間関係や社会関係を生み出すことが、再び戦争を起こさないための地道な平和実践であると考えた⁽³⁾。こうした人間観・社会観の大きな転換を可能にしたのは、戦犯収容期の大半の時間を掛けて展開された自己反省、当時の言葉でいえば、「自己批判」「相互批判」という特徴的な実践である。これは、日本人戦犯に対してのみ行われたことではなく、建国期の新中国にあって社会各層で見られた自己変革と、それを通じた社会変革のための実践だった⁽⁴⁾。したがって、そうした当時の文脈の中で、彼らの認識の変化やそれを求めた政策的意図を検討することが、新中国の戦犯政策を論じるうえで不可欠になるが、そうした研究はこれまでのところ行われていない⁽⁵⁾。

戦後の日本社会、とりわけ1990年代以降の日本社会を念頭に置くと、侵略戦争に対する真摯な反省が社会全体で定着しているとは言い難い。アジアをはじめとする被害国からだけでなく、日本国内にも少数だが、過去の大きな過ちに対する深い反省を求める声は存在する。しかし、実際に自身の戦争犯罪を深く反省し、その実態を広く伝えようとすることで過ちを繰り返さないための組織

的实践を重ねた元日本人戦犯については、ほとんど研究の対象となってこなかった。他方で、東京裁判や各国でのBC級戦犯裁判、さらにはスガモ・プリズンに関する研究には一定の蓄積があるが、それらの戦犯裁判の当事者には、釈放後に反省や平和活動を展開するどころか、それとは逆の潮流の主体者となった者も少なくない。新中国裁判の当事者のように、釈放された後も反省を深め続け、様々な社会的抑圧がある中でも組織的かつ継続的に平和実践を続けたケースは他にはないだろう。だからこそ、彼らがなし得た自己反省は検討に値する現在の意義を有するといえる。しかし、比較検討の対象にさえならなかったのは、歴史的文脈に位置づけて事実を確認したうえで評価していくという手続きの欠落以前に、共産主義と結び付いた価値判断が先行してきたからとはいえないだろうか。むしろ、反右派闘争や文化大革命などその後の中国国内での展開から、「扱い難さ」があることは確かである。

では、どのように扱うことが考えられるのか。

筆者は、当時の歴史的な文脈を踏まえ、「自己批判」「相互批判」という文脈で、彼らの認罪や帰国後の平和実践を捉える作業を行っているが、本稿はそれを展開するものではない。なぜなら、共産主義あるいは「中国」に結びついた先入観や思考停止をまず相対化することが、現在の日本の知的状況を考えても重要であると考えからである。そこで、他の戦犯裁判研究に照らすことで、新中国裁判の意義を確認することが本稿の狙いである。とりわけ、日本だけでなく各国で実証研究が進んでいる東京裁判の到達点に照らすことで、新中国裁判に別の角度から光を当ててみたい。

2. 東京裁判研究の到達点に内在する隠れた「立場」

東京裁判研究やBC級戦犯裁判の比較研究において、新中国裁判はソ連による戦犯裁判と並んで

「扱いに困る」出来事と見なされている傾向がある。以下では、サントリー学芸賞を受賞するなど、東京裁判研究の到達点として一定の評価を得ている日暮吉延『東京裁判』（講談社、2008年）を主に取り上げながら、新中国裁判との関係性について考えてみたい。先取的にいえば、同書においてソ連裁判や新中国裁判は、その基本的立場を自ら裏切る形で扱われており、小さくない違和感を覚えるものとなっている。

日暮『東京裁判』は同書の基本的立場を次のように規定している。東京裁判論として当時から続く「文明の裁き」論と「勝者の裁き」論の対立という基本構図を前にして、

本書の立場はシンプルである。とにかく「事実」を確認し、東京裁判をあえて突き放して考えてみようというだけのことである。東京裁判や戦前期日本をトータルに断罪または正当化しようという隠れた意図もない。

（中略）東京裁判というのは、「文明の裁き」と「勝者の裁き」の両面をあわせもつ「国際政治」であったととらえる。「文明か勝者か」ではなく、「文明も勝者も」なのである⁽⁶⁾。「事実」の解明を通じて、複雑で両面性を有する東京裁判の実相に迫ろうとするスタンスが示されている。同書「あとがき」にも、「東京裁判についての著者の観点」として以下の記述が見られる。

本書にメッセージめいたものがあるとすれば、それは「東京裁判をもっと冷静に考えよう」ということである。残念ながら、いまなお日本における東京裁判論は、そこから始めなければならない。

かくして本書は、できるだけ冷静かつ客観的に「東京裁判の政治史」をとらえようと試みた⁽⁷⁾。

「東京裁判史観」への批判が高まっているという近年の動向を踏まえ、その対処策として、<事

実に基づいた冷静で客観的な研究>というアプローチを採用していることが確認できる。

同書は、こうした立場から実際にバランス良く分析を進めようとしている点が特徴である。東京裁判での被告選定や訴因の設定、あるいは「平和に対する罪」の適用に対する事後法批判を踏まえた判決文のまとめられ方など、様々な問題点が存在することは認めつつ、「勝者の裁き」「文明の裁き」という側面のなかでも評価すべきところは評価しようとしている。残虐行為などの戦争犯罪に一定程度迫ることができたことなどがそれに当たる。

他方で、同書の中に、わずかながらソ連裁判と新中国裁判に言及されている箇所がある。それは、ある意味で不思議な記述になっている。両戦犯裁判で裁かれた日本人戦犯に関しては、以下のように「戦犯」とすべてカギカッコを付けて表記されている。

ここで特殊な中ソ「戦犯」にも触れておこう⁽⁸⁾。

東京裁判やニュルンベルク裁判、他のBC級戦犯裁判の対象となった日本人戦犯に言及する際には、カギカッコが付けられていない中で、この2つの裁判の対象者にだけカギカッコが付けられた意図は、特に明記されてはいない⁽⁹⁾。ただ、ソ連裁判では起訴から判決に至る手続きがあまりに短期間であったこと、新中国裁判では収監中に思想教育や相互告発などが行われていた事実が短い記述の中に盛り込まれており、両戦犯裁判の手続きや過程に不当性や問題点が存在していたと考えていることが読み取れる。遠回しな表現ながら、審理のあり方や法的根拠を問題視し、両裁判で戦犯とされた日本人は果たして戦犯とされるに値するのか、という根本的な批判が込められたカギカッコといえる。こうした表記は、反共主義を隠さず、事実や論理に多数の飛躍がみられる歴史修正主義文献で広く見られる。

しかし、東京裁判でも審理のあり方や法的根拠といった次元で問題が存在していたことを日暮は明らかにしていた。<事実に依拠した客観的・中立的立場からの研究>を掲げ、実際に「勝者の裁き」「文明としての裁き」としての側面を否定できないにせよ、ポジティブな面を掬い出すべきだとして、複雑さを複雑に扱うバランス感覚を重視していた。だとすれば、ソ連裁判や新中国裁判についても東京裁判同様に手続きや法的根拠に問題があるとしても、事実に基づいてバランス良く捉えることで、新たな知見が導き出される可能性を考慮しなければ、ダブル・スタンダードだという批判を免れ得ないだろう。

こうした観点には既視感がある。近年の日本の中国研究においても、客観的で中立の立場からの実証研究を標榜しながら、実際には日本政府の唱える「国益」を前提にして中国に向き合う、という事例に事欠かないからである⁽¹⁰⁾。日暮も同書の末尾に、「著者は（略）敗戦国のやむをえない犠牲として東京裁判を認める」「東京裁判を批判的に検討しつつ、国際関係の観点、日本の国益の観点から認めるべきは認めなければならない」と記している⁽¹¹⁾。イデオロギーというものが、そのイデオロギー性を自覚させないことでイデオロギーたり得ることを考えれば、日暮もまた、「一定の立場」に立っていると考えざるを得ない。<客観的で中立な実証研究>の背後にある「立場」とは何か？

国際法の発展や戦争の違法化などの取り組みは、主に欧米圏で続けられてきた努力であることは間違いない。ただ、その欧米諸国が侵略戦争だけでなく植民地獲得戦争や植民地支配を行ってきた事実がある以上、「欧米的な国際法・法システムによる裁き」を無条件に正当視するのは、客観中立ではなく、「一つの立場」であることが自覚されていないのではないだろうか。「法の支配」という価値そのものが西欧的であり、仮に国際社

会全体が「悪」に染まってしまうと、「法の支配」という原則そのものが成り立たなくなってしまうという意味で、限界性を帯びたものである。

筆者の研究対象ではないためソ連裁判はさておくとして、新中国裁判にも西欧的な法システムを積極的に取り入れる側面が見られた。とはいえ、日本軍の戦争犯罪の重大性は従来の国際法の想定を超えており、それによって違法性を認定して裁くことはきわめて困難という状況に直面していた。これは、ニュルンベルグ裁判がナチス犯罪を前にして置かれた状況と共通している。西欧的な法秩序や法システムからすればその手続きや根拠が不十分だと見えるような対応は、西欧的な法秩序や法システムの限界を克服する一つの方途だったのではないか、という可能性を検証することは不要なことだろうか。法的手続きや根拠の不十分さ、あるいは国際政治の力学から免れることができなかったという東京裁判に見られた様々な限界に、新中国裁判は別の形で照準しようとしていた⁽¹²⁾、と考えてみたい⁽¹³⁾。

補足的に、日暮の書に関して気がかりな点をもう一つ挙げておくとすれば、「東京裁判の国際政治」を分析するとしながらも、中国国民政府代表の判検事の扱いが希薄である。実際に特筆すべき主張や交渉が少なかったのか、それとも日暮自身が西欧由来の国際法体系を自明視していることで、やはり別のアプローチを志向していたことが近年指摘されている中国国民政府側の姿勢が適切に描き出されていないのか、判別し難い。国民政府による戦犯裁判の研究を進めている一人である嚴海建は、同裁判の基本方針は「被害者正義」として規定できるという。従来、国民政府裁判については証拠資料の扱いや審理の手続きの杜撰さあるいは独自性が強調されてきたが、被害者の立場から正義を回復することを重視した裁判であったと捉え直すことで、新たな国民政府裁判像を浮かび上がらせることができると指摘している⁽¹⁴⁾。

さらにいえば、国共内戦中の中国共産党が、東京裁判で釈放されたA級戦犯の一部について自らが裁く権利を有していると声明を出したこと、岸信介らA級戦犯容疑者を処罰せず釈放したことやA級戦犯・重光葵の仮釈放に抗議した点などにも⁽¹⁵⁾、日暮はまったく触れていない。中国はじめアジア各国でなされた大規模な戦争犯罪の審理が軽視されていたことは、東京裁判の限界性として既に繰り返し指摘されていた。そうした中で、2つの政府による中国裁判が上記のように扱われていることを踏まえると、日暮が無自覚に「一定の立場」に立っていることを感じさせる。

3. 東京裁判研究に照らして見える新中国裁判の意義

以上のように、評価の高い東京裁判研究に内在する隠れた「立場」を明らかにしたことで、異質性が強調されがちだった新中国裁判を、東京裁判など他の戦犯裁判と共通の観点から捉える必要性を確認できた。以下では、東京裁判研究の一つの到達点に照らすことで、新中国裁判の意義を浮かび上がらせていく。

3-1 東京裁判と新中国裁判の共通性

日暮は、東京裁判の経過が連合国各国による政治交渉に大きく左右されながらも、「連合国共通の『正義』による対日懲罰」という基本理念の内側に踏みとどまろうとしていた様子を描いている⁽¹⁶⁾。こうした捉え方は、日暮のみに限ったものではない。

新中国裁判でも同様に、「正義」による対日懲罰が目標であった。ただ、1100名の戦犯のうち45名だけに有期刑が課されるきわめて寛大な判決となったことから、近年は「外交カード」として新中国裁判を特徴づけようとする議論が表れている。つまり、冷戦が東アジアを分断するなかで、

新中国が日本と米国を離間させるために、戦犯の寛大釈放を外交交渉上の切り札として使った、という指摘である⁽¹⁷⁾。

ただ、外交カード論では、戦犯に対する人道的な厚遇や、認罪や反省が生まれる環境を整えた側面を整合的に捉えることができない⁽¹⁸⁾。単なる外交の切り札として戦犯の存在を利用するだけであれば、これらは必要のない対応だったといえる。実際に、日本人戦犯は、減刑を念頭に置いて計算づくで自供したのではなく、帰国後も平和活動を継続的に展開するほど決定的な戦争認識の転換を経験していた。一定の「正義」が照準されていた結果と考える必要があるだろう。

日暮も、新中国の戦犯処理に関して、「日本との外交関係正常化を狙った対日戦犯政策、あるいは「平和攻勢」として位置づけており⁽¹⁹⁾、「外交カード論」と立場を共有している。また、裁判そのものについては、「この公開裁判は日本軍国主義を指弾すること自体に意味があったといえよう」と評しており⁽²⁰⁾、控えめな表現ながら、法的根拠の希薄な政治色の強い裁判だったというニュアンスを込めている。

しかし、日暮らの<客観的で中立な事実解明>というアプローチを新中国裁判にも適用させるなら、それが仮に日中間の政治交渉に利用された側面があるとしても、ポジティブな側面をも同時に検討するという姿勢が必要なはずである。しかし、先に確認したとおり、法的根拠や手続きに問題があり、国際政治の影響も受けていて、「戦犯」裁判と呼べるかどうかさえ疑わしいという捉え方がなされている。新中国裁判の研究に取り組んできた筆者からすれば、こうした捉え方は、以下に指摘するように、事実にさえ基づいていない。

第一に、新中国裁判の結果としての量刑にみられる寛大さは、曲折を経て最終的な局面で現れたものであることが考慮されていない。6年間の戦犯収容期間全体を見れば、むしろ戦争犯罪に対す

る厳格な対応が貫かれており、それが一定の成果を生み出したが故に、判決結果が寛大でありえたという複雑な経緯を視野に入れていない⁽²¹⁾。

収監初期の「学習」は「洗脳」視の根拠の一つとされることが多いが、実際には強制されたものではなく、遊びに飽きて情報に飢えた戦犯側から希望して始まったもので、「学習」するかどうかは戦犯自身に委ねられていた側面が大きい。中期の取り調べ期間には、戦争中の犯罪行為を供述する作業が求められ、自身の加害行為を自己対象化することで、罪を自覚化するようになっていった。後期には文化・表現活動という形で、加害認識がいっそう深められていった⁽²²⁾。これらは全て、戦犯自身が罪に向き合い、その犯罪性を自覚することを促すための過程であり、管理側も強要や強制とならないことに最大限の配慮を行っていた。こうした過程を通じて罪の自覚と反省が実際に深められたことを党中央が受け入れ、量刑の寛大さが導かれていった。事実に基づいて厳格さと寛大さを合わせて捉えることで⁽²³⁾、政治利用だとみなされてきた戦犯処理にも別の側面が浮かび上がる。

第二に、取り調べ期間には、検察側による大規模で徹底した裏付け調査が行われていた。そして、調査で得られた戦争犯罪の実態に十分向き合うことを戦犯に求めた⁽²⁴⁾。こうした事実も、東京裁判での審理の過程と共通する点である。にもかかわらず、新中国裁判に関する言及ではこうした手続きの厳格さに注目されることは少なく、思想教育や相互告発といった側面が強調されがちで、その政治性が示唆されるにとどまることが多い。

第三に、もっぱらパワー・ポリティクスという観点から戦犯処理を捉え、新中国裁判における戦犯への厚遇や認罪に向けた平和実践、平和教育といった側面を適切に位置づけられない一因として、この時期の理念的な平和外交の文脈が不思議なほど踏まえられていないことが指摘できる。こ

の時期の中国やインドなどアジア・アフリカ諸国が掲げた中立、非同盟外交は、東西の先進国（日本も含む）のパワー・ポリティクスから距離を置き、反帝国主義・反植民地主義に基づくアジア・アフリカ諸国の連帯で平和を希求しようとする新しい潮流だった。こうした文脈に新中国の戦犯政策や裁判にまつわる事象を位置づければ、量刑だけでなく処遇の寛大さや、戦犯個人の戦争責任認識に働きかけようとした狙いも整合的に捉えることができるようになる。

3-2 東京裁判と新中国裁判の相違点(1)——裁かれた者の認識

東京裁判の対象となったA級戦犯は、有罪判決を受けた後も罪の意識を有していなかったことが指摘されている。日暮も、仮釈放中の荒木貞夫らが新聞紙上などで自身の指導者責任を否定し、むしろ責任を国民に転嫁する発言をしたことについて、読売新聞が彼らに悔悟や謝罪を求めたことを紹介している。また、東京裁判で被告の弁護を務め、のちに自民党政権の文相になった清瀬一郎が、「自衛戦争」論を蒸し返していたことにも触れている。日本政府も裁判終結後に日本が主権を回復すると、戦犯を国内法上の「犯罪人」とはみなさないという判断を示している、戦犯自身の罪意識の希薄さを共有している⁽²⁵⁾。国民世論においても、A級戦犯に対しては憎悪があったものの、減刑や赦免に関しては同情的な意見が大勢だったことが指摘されている⁽²⁶⁾。こうした戦争責任認識が、現在も続く東京裁判否定論と地続きであることはいままでもない。

BC級戦犯自身も、命令者の責任より実行者の責任を問うた裁判のあり方に疑問を呈するケースが多く、深い反省や罪の意識を持って戦後社会に向き合うようになった者は少数である。

これに対し、新中国裁判の戦犯らは、大部分が収監中に自己の加害責任を直視して一定の反省を

示しただけではなく、帰国後はその認識を社会に拡げる取り組みを続けた。1956年夏に帰国した彼ら1000名あまりは翌年に中国帰還者連絡会という平和団体を結成し、「反戦平和・日中友好」を掲げて平和活動を展開した。「中共帰り」という偏見から職場や地域社会で差別を受けたこともあり、帰国者全員が関与し続けたわけではないものの、500名弱の帰国戦犯が長期にわたって会費を納入し、組織を維持した。文化大革命の余波を受けて組織が分裂し活動が停滞した時期があったものの、1986年に再統一した。80年代後半から90年代にかけて、世代交替が進んで戦争体験に耳を傾ける社会的土壌が整ってくると、加害認識に基づく戦争体験、管理所での認罪体験について証言する会員が増え、一定の反響を集めた。90年代に台頭した歴史修正主義が真っ先に非難したのが、性奴隷被害を告発した元従軍「慰安婦」と、三光作戦などの残虐行為を「自虐的」に語るとされた新中国裁判の元戦犯たちだった。彼らはこの頃既に70歳代に達していたが、1997年に同人誌を発行して歴史否定の動きに対抗し続けた。高齢のため2002年に全国組織を解散するも、一部の地方支部や個人が2010年前後まで加害認識を発信し続けた⁽²⁷⁾。

ところが、A級戦犯が責任逃れの発言を重ね、反省を示さないことを社会的に問題視した時期があった一方で（次第に問題視されなくなっていったが）、責任を認めて深い反省を示し、それが一時的なものでなく帰国後数十年も堅持していた新中国戦犯には、「洗脳」のまなごしが向けられることが一般的だった⁽²⁸⁾。報告者らが行った聴き取り調査では、右派だけでなく、革新派の間にもそうした傾向が見られたという⁽²⁹⁾。

日暮書でも、新中国の戦犯裁判に関するわずかな記述の中に、収容者に「『認罪』『学習』という名の思想改造をはかった」という表現が見られ、「思想闘争」や「告発大会」などの様子を当事者の日記から引用するなど、「洗脳」視をほぼ共有

しており、そうした過程を経て述べられた自供や審理に対して婉曲に疑問を示す形になっている。「洗脳」といった曖昧で政治色の強い概念ほど、事実に基づく客観・中立の分析が必要となるはずだが、ここでもダブル・スタンダードが見られる。東京裁判では審理のあり方や判決根拠に問題があったものの、A級戦犯に戦争責任がなかったとはいえず、だからこそ彼らが反省を示さないことは、東京裁判の正当性にかかわるとして連合国からも問題視されたことを、日暮は指摘していた。刑事訴追という方法だけでは反省が生じなかっただけでなく、侵略戦争を自衛戦争だと正当化する歴史認識を十分払拭することもできなかった。こうした限界を、新中国裁判はいかにして乗り越えようとしたのかという事実ベースの探求が求められるところであろう。

3-3 東京裁判と新中国裁判の相違点(2)——法的対処の困難さ

A級戦犯を「平和に対する罪」で裁くことの是非をめぐっては、事後法で裁くのは罪刑法定主義の原則を逸脱するのではないかと、弁護側と検事との間、さらには判検事の間でも争点であり続けたことが、日暮書の記述の中核を占めている。事後法であるという批判を無視できないなかで、判事団が多数派判決において「平和に対する罪」を適用するにあたり、最終的には次のような論拠を強調したと日暮は述べている。

すでに不戦条約で侵略戦争は「国際法上で不法」化されたから、侵略戦争を「計画し、遂行する者は……犯罪」を犯すことになる。罪刑法定主義は「一般的な正義の原則」にすぎず、違法性を自覚する侵略者を処罰しないことこそ「不当」だ⁽³⁰⁾。

つまり、実定法に基づく処罰という国際法の原則を逸脱してはいないが、法解釈を加味することでかろうじて適用可能になったという判断が示さ

れている。「不当」という表現に表れているように、法的議論の枠内に留まりきらない正義や倫理の次元によって下支えされることで、「平和に対する罪」が適用されたことになる。

これは多数派判事団だけに見られる一部の意見ではなかった。東京裁判に関する精力的な研究成果を相次いで発表している戸谷由麻は、東京裁判が進行中の段階に展開された日本の国際法学者や政治学者、歴史学者らによる東京裁判論を検討している。そこでも、「平和に対する罪」の適用が妥当であるかどうか、大きな焦点になっていた。罪刑法定主義に基づく事後法批判に関しては、以下のような捉え方が支配的であったという。罪刑法定主義は国家権力の濫用を防ぐことを目的とした法理念であることから、国家権力そのものが軍事力を発動し正当化できない侵略戦争を引き起こした以上、それを裁かなければ正義の理念にもとる、と⁽³¹⁾。ここでも、法の不完全さを補うのは法の外部にある正義だという考え方が顔を覗かせる。

他方で、新中国裁判における法的根拠も困難に直面していたのは事実である。国家そのものが1949年10月と戦争終結後に成立しており、戦犯の起訴を検討する段階では、国内刑法も未交付の状況で、国際法の関係規定をそのまま適用することも適切ではないと判断された。最終的には、「全国人民代表大会常務委員会において臨時に戦犯処罰の決定を下し、その決定の中で法廷の組織と裁判の基本原則を規定し、これをもって根拠法とすることが提案されることになった」⁽³²⁾。

戦犯を処罰するためには法整備がまず必要であり、それが事後法となることについては、時期的な制約があったため回避することは不可能だった。つまり、新中国における戦犯処理もまた、国際法を尊重すると同時に、主に「人民のための正義の回復」と「国際情勢の発展」のためという法一外の価値に支えられながら進められてきたので

ある⁽³³⁾。

こうした法整備の議論が党中央で本格的に進められたのは、戦犯を収容してから既に5年近く経った1955年に入ってからのことである。国土の広範な地域で日本軍による大規模な戦争犯罪を経験した中国としては、法律を論じる以前に、日本軍が中国に展開していたこと自体が侵略行為であり、正義に反することは証明する余地のない事実だった⁽³⁴⁾。そうした中国側の掲げる「正義」に服する形で日本人収容者は戦犯としての身分を次第に受けて入れていったというのが事実経過である。また、収監初期には、中国側職員の間にも、遠からず日本人は処刑されるという見通しを持っていた者もいた⁽³⁵⁾。これは、日本軍が引き起こした数々の残虐行為がもたらした復讐の欲求であった。

ところがこの後、上述したように、中国は日本人戦犯の人格や風習を尊重した厚遇を提供し、戦争経験を振り返るための内発的学習に協力し、個人が加害行為に向き合い、戦争責任を受け入れるための環境を整えていった。こうした経緯を「洗脳」「思想改造」と捉えることに潜むダブル・スタンダードについては既に述べたとおりだが、ここでさらに考える必要があるのは、なぜ「復讐」あるいは「単なる裁き」ではなく、日本人戦犯の戦争責任認識に働きかけるという対処を選んだのかについてである。中国が経験した被害規模の未曾有さを考えれば、たとえ全員に死刑を科したとしても、罪の大きさに見合うものにはならない。また、成立したばかりで窮状にある新国家としては、冷戦下で再び戦火に巻き込まれることは避けなければならないことだった。したがって、日本人戦犯が有責性を受け入れ（クシュナーはこれを「改心」と呼んだ⁽³⁶⁾）、再び戦争の担い手とならないように自己変革することが、罪の大きさに見合う正義の実現だと考えられた⁽³⁷⁾。これは、「改心」の有無とは無関係に断罪した東京裁判や他の

BC級戦犯裁判との大きな相違点である。これ自体、事実に基づいて是非を論ずべき事柄であるが、これまでそうした検討がなされた形跡はない。

また、大部分の戦犯が最終的に「起訴免除」となって釈放されたが、これは「不起訴」と同じではない。つまり、有罪を認定したが罰しないという「開かれた裁き」だった。自供した罪にどう向き合うのか——罪を忘れることも、否定することも、向き合い続けることも、いずれも可能、——は、すべて戦犯自身に自己決定させる形になっていた。帰国後の戦犯たちの歩みは、実際にこの3種に分かれた。

つまり、法で裁くことが困難、あるいはそれが適切でないと感じさせるような巨大な犯罪に対して、刑事訴追とは異なる方法で迫ろうとしたのが、「認罪」あるいは「改心」というアプローチだった⁽³⁸⁾。

こうした初歩的な比較からも、新中国裁判における「認罪」「改心」は事実に基づいて解明を行うに足る特異な経験であったと考えられる。とはいえ、自身の無実性を棄却して有責性を受け入れるのは、大きな「飛躍」を要する経験であり、容易なことではない。それはいかにして可能になったのだろうか。

3-4 東京裁判と新中国裁判の相違点(3)——戦犯間の相互告発や取り調べ対応の含意

罪を自覚することの困難さという点に関して、日暮は興味深い指摘を行っている。

第一に、国民は政治指導者や軍上層部の責任を感じていたのに、被告らは1946年5月の罪状認否の段階で全員が無罪を主張した。まったく悔悟を感じさせない彼らの様子が世論や新聞はきわめて批判的であったという⁽³⁹⁾。こうした彼らの姿勢はこの後も基本的に変わず、むしろ、自身がいかに「平和主義者」であり、いかに侵略政策に反対し、戦争回避に努めたのかを自己弁護する被告

が大半だった⁽⁴⁰⁾。

第二に、こうした状況を日本政府は開廷前から予測していたという。敗戦直後には連合国による戦犯裁判を回避するため、「日本側による自主裁判」の構想も存在した。しかし、それにはA級戦犯相当者や軍の総司令官クラスが抵抗し、訴追対象となったのは残虐行為の実行者だけとなり、東京裁判を代替するものとなりえなかった。こうした事情から、日本政府も、「日本の戦争責任を現実に追及できるのは『勝者の裁き』だけ」だと覚悟していたという⁽⁴¹⁾。

こうした記述からは、自己の罪に自ら向き合い、加害責任を認めることの困難さが浮かび上がってくる。東京裁判にはこうした限界が見られた一方で、新中国裁判では戦犯のほぼ全員が罪を認め、反省を示した。それがいかにして可能になったのかといえば、「自己批判」および「相互批判」という方法だった。この詳細について検討する余裕はない⁽⁴²⁾。

ただ、本稿の論旨のなかで最低限言及しておく必要があるのは、「相互批判」へのまなざしである。日暮書における新中国裁判の紹介の箇所でも既に触れたとおり、戦犯同士の「相互批判」は、告発、密告、吊し上げといったネガティブな意味合いで取り上げられることがほとんどである。新中国裁判の戦犯の中にも、相互批判を苦しい体験だったと回想するものが少なくない⁽⁴³⁾。同時に、相互批判はやはり苦しかったものの、それを通じてはじめて、一人では見えなかったものに気付くことができたという戦犯もいる⁽⁴⁴⁾。つまり、当事者にとっては、非常な苦痛を伴う経験ではあったものの、それなくしては自身の罪を正視することは困難であったとポジティブに捉えているのである。一般的な捉え方との間にあるこうした落差は、「吊し上げ」で片付けるべきことではなく、どのような作用を有していたのかを事実に基づいて解明すべきであることを物語っている。

東京裁判においても、戦犯同士が互いに証人になったり、元同僚や部下が告発を行うような場面が見られたが、それが裁判の正当性を損なうといった見方を日暮はとっていない⁽⁴⁵⁾。ただ、それによって被告自身が罪に向き合うようになるケースもほとんどなく、被告の中には都合の悪い場面で「忘れた」などと答弁する者も珍しくなかった。

以上のように東京裁判と新中国裁判の双方に見られた「相互批判」を一瞥するだけでも、その内容や結果に大きな違いが見られることが分かる。新中国裁判における相互批判や自己批判は、自己の罪に自ら向き合うことの困難さに照準した独自の工夫であった可能性を検討する余地を見出せる。他方で、東京裁判で見られた相互告発は、自己の罪を他者に転嫁する側面が強かった。この相補的な関係について事実をもとに分析することで、新中国裁判だけでなく、他の戦犯裁判にも新たな観点や論じるべき文脈を見出せるのではないかと考えている。

註

- (1) 例えば、高尾栄司『「天皇の軍隊」を改造せよ：毛沢東の隠された息子たち』原書房、2012年。
- (2) 例えば、齊雪「新中国政府改造日本戦犯研究」中央党校博士論文、2016年7月。
- (3) こうした取り組みを帰国直後だけでなく近年まで継続していた側面については、以下の拙稿を参照。石田隆至・張宏波「加害の語りと戦後日本社会(4)戦争を推進した社会の転換へむけて(上)山陰支部における『相互援助』を中心に」『戦争責任研究』76号、2012年夏季、pp.67-78；石田隆至・張宏波「加害の語りと戦後日本社会(5)戦争を推進した社会の転換へむけて(下)『相互援助』が可能にした『加害証言』」『戦争責任研究』

78号、2012年冬季、pp.63-75。

- (4) 例えば、大塚有章『新中国物語：中国革命のエネルギー』三一書房、1957年；座間紘一「社会主義への移行と『三反』・『五反』運動」野沢豊他編『講座中国近現代史 第7巻 中国革命の勝利』東京大学出版会、1978年。
- (5) 中国共産党史を研究する姫田光義は、革命初期の特有の歴史的文脈に位置づけて新中国裁判を捉える必要性を、短い解説文の中で指摘しているが（姫田光義「中国共産党の捕虜政策と日本人戦犯」新井利男・藤原彰編『侵略の証言：中国における日本人戦犯自筆供述書』岩波書店、1999年、299-303頁）、その後、「奇蹟」を称揚する立場へと転じていく（姫田光義「文革半世紀、何が変わり何が変わらなかったのか：私的経験から『撫順の奇蹟』へ」『研究中国』122号、2016年4月、60-64頁）。
- (6) 前掲日暮『東京裁判』32-33ページ。以下、同書からの引用はページ数のみ表記する。
- (7) 393-394ページ。
- (8) 367ページ。
- (9) 新中国が1945年9月2日の降伏文書調印の段階では国家として成立していなかったことが念頭にあるとしても、ソ連と一括りにすることはできない。また、東京裁判の判事団に代表を送ったフィリピンやインドも、降伏文書調印には独立前で参加していない。
- (10) 例えば、毛利和子『日中関係：戦後から新時代へ』岩波書店、2006年など。
- (11) 392-393ページ。
- (12) 日暮書ではマックス・ウェーバーの戦争責任論にも言及しているが（30ページ）、同書に見られるダブル・スタンダードは、<客観的で中立>という立場が原理的に存

- 立しえないというウェーバーの「価値自由」論を看過していることで成り立つのではないだろうか。
- (13) 日暮はパル判決書についても検討しているが(269-283ページ)、インド近現代史を専門とする中里によるパル判事に関する一連の研究は、当時のローカルな歴史的文脈に位置づけて捉えることの重要性を物語っている(中里成章『パル判事：インド・ナショナリズムと東京裁判』岩波書店、2011年)。
- (14) 严海建(2018)「犯罪属地原則与证据中心主义：战后北平对日审判的实态与特质」『民国档案』2018年第1期，pp.133-140。日本でも、伊香が国民政府裁判の積極的な意義を評価する研究を行っている(伊香俊哉「中国は何をどのように裁こうとしたのか：中国国民政府の戦犯裁判政策の展開」『戦争はどう記憶されるのか：日中両国の共鳴と相剋』柏書房、2014年、pp.297-376)。
- (15) 豊田雅幸「中国の対日戦処理犯政策：厳罰主義から『寛大政策』へ」『史苑』69巻合併号、2009年3月、15-44ページ、を参照。
- (16) 221ページ。
- (17) 大澤武司『毛沢東の対日戦犯裁判：中国共産党の思惑と1526名の日本人』中公新書、2016年；豊田前掲論文。
- (18) 拙稿「歴史認識における主観と客観の相互規定性—『盧溝橋事件／七・七事変』後の80年が照らし出す現在の地平」『PRIME』41号、2018年3月、pp.74-90。
- (19) 368-369ページ。
- (20) 369ページ。
- (21) 拙稿「中国の戦犯処遇方針に見る『寛大さ』と『厳格さ』：初期の戦犯教育を中心に」『PRIME』32号、2010年10月、pp.67-80。
- (22) こうした過程については、中国帰還者連絡会編『私たちは中国でなにをしたか：元日
本人戦犯の記録』三一書房、1987年のほか、拙稿「寛大さへの応答から戦争責任へ：ある元兵士の『終わりなき認罪』をめぐって」『PRIME』31号、2010年3月、pp.59-72。
- (23) 前掲拙稿「中国の戦犯処遇方針に見る『寛大さ』と『厳格さ』」。
- (24) 山西省日籍戦犯罪行調査聯合辦公室「偵訊日籍戦犯工作初歩総合報告」(1955年1月15日)ほか。
- (25) 377-378ページ。
- (26) 350、386ページ。
- (27) 中国帰還者連絡会編『帰ってきた戦犯たちの後半生：中国帰還者連絡会の40年』新風書房、1996年、のほか、石田隆至・張宏波前掲「加害の語りと戦後日本社会(4)」「加害の語りと戦後日本社会(5)」を参照。
- (28) 「十余年ぶり故国の山 総ざんげの戦犯達」『朝日新聞』1956年7月31日夕刊。歴史修正主義の台頭以降には、田辺敏雄『検証日本軍の「悪行」：歪められた歴史像を見直す』自由社、2003年；高尾栄司前掲書など。
- (29) 前掲拙稿「寛大さへの応答から戦争責任へ」。
- (30) 246ページ。
- (31) 戸谷由麻『東京裁判：第二次大戦後の法と正義の追求』みすず書房、2008年(Yuma Totani, *The Tokyo War Crimes Trial: The Pursuit of Justice in the Wake of World War II*, Harvard University Asia Center, 2008)、277-297ページ。
- (32) 豊田前掲論文、36ページ。
- (33) 譚政文「关于偵査处理在押日本戦争犯罪分子的狀況報告」(1956年11月23日)
- (34) この点を鮮やかに示すエピソードの回想を確認しておきたい。1950年に日本人戦犯が撫順戦犯管理所に収容されてまもない頃、収監そのものを不当視して管理所長に直接

抗議した日本人との間で、以下のようなやり取りが交わされた。

戦 犯 「私は中国の治安維持を援助するために来たのに、お前らはどうして俺を勾留するのだ。帰国させるべきでないか？」

管理所長 「中国人民はいつあなたに治安維持の援助に来て下さいと要請しましたか？」

戦 犯 「俺は天皇の命令を奉じて来たのだ」

管理所長 「天皇は日本の人です。あなたがたの日本の天皇が、なぜ中国に勝手なふるまいをするのですか？ あなたは正に侵略戦争の中で、日本天皇の侵略政策を忠実に執行したために、戦争犯罪分子となったことを知るべきです」

戦 犯 「お前らの国家は戦後に成立した新国家だ。俺たちを勾留する権利などない。お前らは国際法に違反している」

管理所長 「あなたは国際法が分かっていますか？ 国際法の第何条に、一つの国家が他の一つの国家を侵略してもよい、という規定がありますか？ 国際法に違反しているのは、あなたたちであって、我々ではないことを知らなければなりません。新中国は人民が主人公の国家で、あなたたちを勾留し、処罰する権利があります。我々がこのようにすることも、戦後の国連の協議と国際法に合致しているのです。現在、あ

なたたちの前に広がっている唯一の出路は、必ず罪を認め、法に服することです。」

(中国帰還者連絡会翻訳編集委員会編『覚醒：撫順戦犯管理所の六年』新風書房、1995年)

(35) 前掲拙稿『PRIME』32号、71ページ。

(36) Barak Kushner, *Men to Devils, Devils to Men: Japanese War Crimes and Chinese Justice*, Harvard University Press, 2015. 日本語文献では、バラク・クシュナー「戦後中国における日本人戦犯裁判の戦い：正義とその正当性」『学習院大学国際研究教育機構研究年報』3号、2017年2月、pp.5-17、ほか。

(37) こうした発想で戦犯に向き合う姿勢は、呉浩然ら戦犯管理所の管理教育担当職員が体现していた(前掲『覚醒』)。

(38) ここで、ポスト・アパルトヘイト期の南アフリカで設置された真実和解委員会を参照してみたい。大量虐殺や大規模暴力に対処する方法として、刑事訴追あるいは無条件の赦免という両極の「あいだ」に多様な可能性を見出し、発展させようとしてきたミノウは、真実和解委員会の中で政治的暴力の全面自供と引き換えに罪を免責するという選択肢が採用され、一定の効果を上げたことに注目している(マーサ・ミノウ(荒木・駒村訳)『復讐と赦しのあいだ：ジェノサイドと大規模暴力の後で歴史と向き合う』信山社出版、2003年(Martha Minow, *Between Vengeance and Forgiveness: Facing History After Genocide and Mass Violence*. Beacon Press, 1998))。この経験と新中国裁判への過程で見られた「認罪」あるいは「改心」を比較するという課題は後日に譲るが、南アで自供に応じた加害者

は、必ずしも「認罪」「改心」はしていない。
免責との取り引きで自供に応じただけの加害者も少なくなかった。

- (39) 123ページ。
- (40) 193ページ。
- (41) 148ページ。
- (42) 張宏波・石田隆至「加害の語りと日中戦後和解：被害者が受け入れる反省とは何か」『PRIME』30号、2009年10月、pp.91-103。
ここでは、太原戦犯管理所に収容された戦犯・森原一の「認罪」「改心」の過程を詳細に跡付けた。
- (43) 例えば、有期刑戦犯の一人である永富博道は、帰国後は積極的に平和活動に従事したが、その回想録のなかで、相互批判の苦しさを克明に記している（永富博道『白狼の爪跡：山西残留秘史』新風書房、1995年）。
- (44) 例えば、絵鳩毅『皇軍兵士、シベリア抑留、撫順戦犯管理所：カント学徒、戦犯の記』花伝社、2017年；吉開那津子・湯浅謙追補『増補新版 消せない記憶：日本軍の生体解剖の記録』日中出版、1996年（初版1981年）；平野零児『人間改造：私は中国の戦犯であった』三一書房、1956年、ほか。
- (45) 192-202ページ。